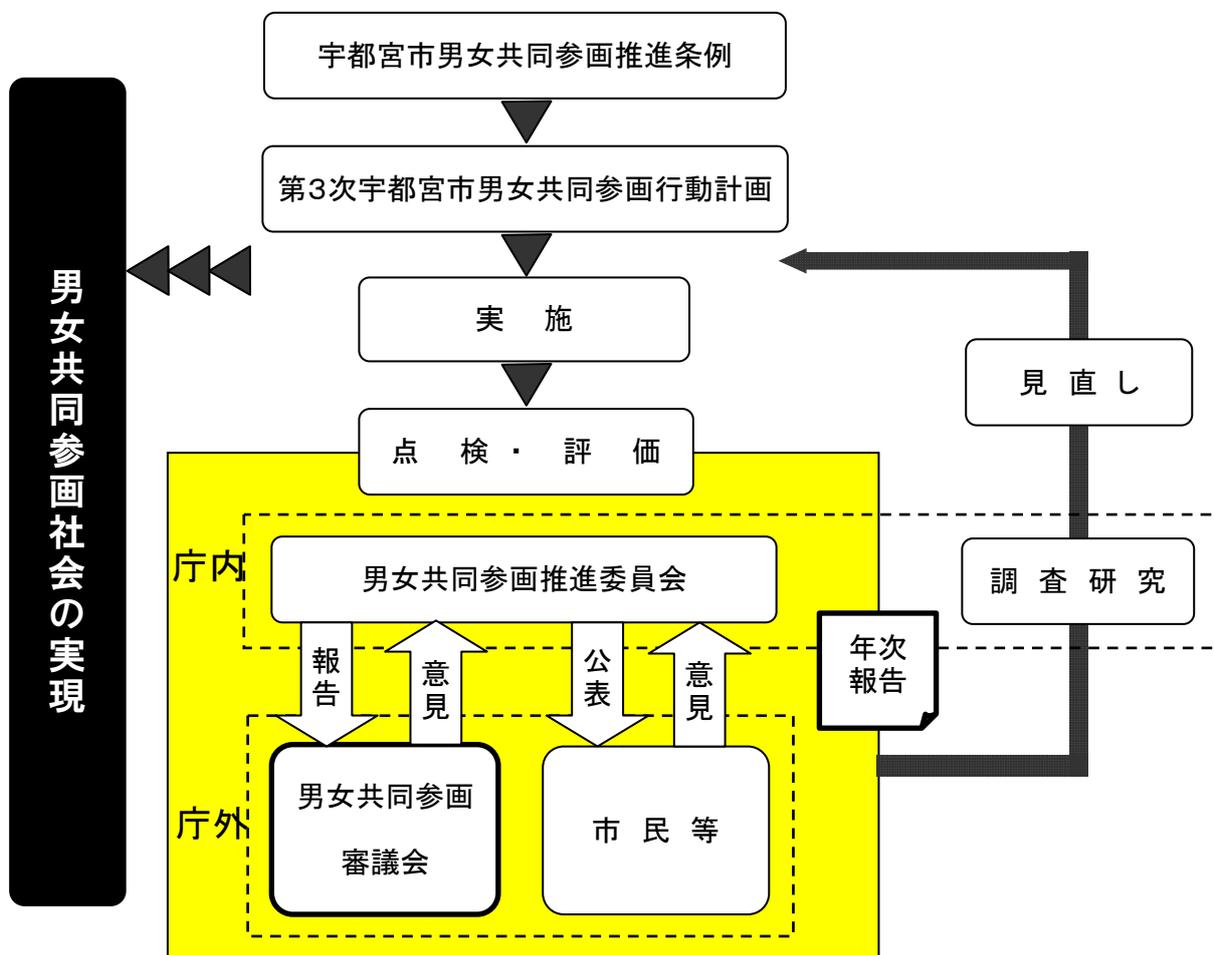


宇都宮市男女共同参画審議会について

◆男女共同参画社会の実現に向けた体制◆



宇都宮市男女共同参画推進条例（平成15年宇都宮市条例第29号）（一部抜粋）

第5章 宇都宮市男女共同参画審議会

第23条 市に、宇都宮市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 行動計画の策定又は変更について、第8条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき意見を述べること。

(2) 意見の申出への対応について、第13条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則（宇都宮市規則第47号）（一部抜粋）

（委員）

第4条 宇都宮市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係人の出席）

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（審議会の庶務）

第9条 審議会の庶務は、市民まちづくり部男女共同参画課において処理する。

（審議会の運営）

第10条 前6条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

<参考>男女共同参画に関する年表（平成20年～）

年	国の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
2008 (H20)	1月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を一部改正施行		3月 「第2次男女共同参画行動計画」を策定 4月 配偶者暴力相談支援センターを設置
2009 (H21)		3月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を改定	3月 「配偶者からの暴力対策基本計画」を策定
2010 (H22)	12月 「男女共同参画基本計画」(第3次)を閣議決定		
2011 (H23)		3月 「とちぎ男女共同参画プラン」(三期計画)を策定	9月 「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施
2012 (H24)			4月～「第3次男女共同参画行動計画」の策定作業
2013 (H25)	7月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」を一部改正		2月 「第3次男女共同参画行動計画」を策定